## 田村市 帰還・移住等環境整備事業計画 令和5年度 帰還・移住等環境整備事業等

省庁名:復興庁 令和5年4月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

2	3 4 5 6 7 8 9 10	11	12	13	14	15		29					
								当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)		
No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接/間接	基本 国費率 (a) (注3)	交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、福島県又は避難指示・解除区域市町村等以外の者が負担する額を滅じた額(c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c	年度間調整額 (国費) (e)	調整後の 交付金 交付額 (f)=d-e	備考
34	(7) - 49 - 1 -	移住定住施策運営事業(運営体制構築、東京リクルートセンター・田村サポートセンター設置・運営事業)	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 84,453 <84,453>	(0) 84,453 <84,453>	(0) 63,339 <63,339>			
35	(7) - 49 - 2 -	林業人材獲得と木材加工・サービスの 創出事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 23,007 <23,007>	(0) 23,007 <23,007>	(0) 17,255 <17,255>			
36	(7) - 49 - 3 -	農産物を活用した6次化の創出に向けた 移住人材確保事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 49,433 <49,433>	(0) 49,433 <49,433>	(0) 37,074 <37,074>			
37	(7) - 49 - 4 -	移住者による創業・起業支援事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 34,092 <34,092>	(0) 34,092 <34,092>	(0) 25,569 <25,569>			
38	(7) - 49 - 5 -	移住者の多様なニーズに対応する就労 先の創出事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 26,410 <26,410>	(0) 26,410 <26,410>	(0) 19,807 <19,807>			
39	(7) - 49 - 6 -	移住定住者住居サポート事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 90,137 <90,137>	(0) 90,137 <90,137>	(0) 67,602 <67,602>			
40	(7) - 49 - 7 -	空き家改修支援事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 5,000 <5,000>	(0) 5,000 <5,000>	(0) 3,750 <3,750>			
41	(7) - 49 - 8 -	移住者向け住宅支援事業	田村市	市	田村市	直接	1/2	(0) 4,800 <4,800>	(0) 4,800 <4,800>	(0) 3,600 <3,600>			
							合計額	(0) 317,332 <317,332>	(0) 317,332 <317,332>	(0) 237,996 <237,996>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>	

県名	福島県	担当部局名	総務部 企画調整課	担当者氏名	鈴木 智亜稀
市町村名	田村市	電話番号	0247-61-7615	メールアドレス	kikaku@city.tamura.lg.jp
地方公共団体の組合名					

<sup>(</sup>注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

<sup>(</sup>注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

<sup>(</sup>注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様) (注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段く >書きについては、自動計算される。

<sup>(</sup>注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還・移住等環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

<sup>(</sup>注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

<sup>(</sup>注7)基金を造成して帰還・移住等環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を滅じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する